

国語課題に関する今期の審議経過のまとめ（案）

第 23 期の文化審議会国語分科会は「ローマ字のつづり方に関する検討」を進めてきた。その結果、国語におけるローマ字を将来にわたって適切に用いていくため、現状を更に調査し整理した上で、改めて考え方を示すべきであるという認識に至った。以下、その経過を示す。

ローマ字使用の定着

「ローマ字のつづり方」(昭和 29 年内閣告示第 1 号) が実施されてから、既に 70 年近くが経過している。国語に基づく人名や地名、社名、品名などをローマ字によって表示する習慣は、社会生活に広く定着してきた。ローマ字は、日本語の表記において欠かせない位置を占めている。

内閣告示の想定とローマ字使用の実際

一方で、国語の文や文章をローマ字だけでつづる習慣までが国民の間に定着してきたとは言いがたい。国語に関する世論調査(令和 5 年 3 月調査 回答数 3579) においては、「日本語をローマ字で書き表す」ことが「ある」と回答した人は全体の 27.6%であった。この 988 名のうち「手紙や日記などの一まとまりの文章全体」を書くことがあると回答した人は 3.8%である(参考資料参照)。

現在のローマ字表記は、日本で暮らす外国人や海外からの旅行者・訪問者の増加に伴い、地名や駅名、店名など固有名詞を中心とした日本語を示すため、より一層活用されるようになってきている。また、例えばパスポートのように、海外で日本の人名や社名などを伝える際にも用いられている。これらは、主に日本語を母語としない人たちへの配慮や、国際社会への情報伝達のためであると考えられる。

その過程において、内閣告示が「一般に国語を書き表す場合」に用いることとしてきた第 1 表の表記(訓令式)は、十分に定着してこなかった。代わりに、第 2 表のヘボン式に準ずる表記の方が、はるかに広く使われているという実態がある。第 2 表は「国際的關係その他従来慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り」使用しても差し支えないとされているものである。しかし、実際には国の各機関においても、例えばパスポートや道路標識、各種案内表示などで、法令等に基づきヘボン式が採用されてきた。

このように、ローマ字によって国語を書き表す上での現在における習慣は、昭和 29 年の

内閣告示の時点において想定されたものとは大きく異なっている。本来であれば、第1表に示されたローマ字のつづり方が広く用いられるはずであったにもかかわらず、実際の社会生活への定着は果たされなかった。

ローマ字をめぐる課題

では、日本語のローマ字表記をめぐる、具体的にはどのような課題が生じているのか、以下に整理したい。

まず、将来にわたって用いるためのローマ字によるつづり方を安定させることが必要と考えられる。どのようなつづり方が分かりやすく、実際に使われるものとなるのか、そして、日本語の基本的な音韻に過不足なく対応しているか等を踏まえた上で、できるだけ統一的な考え方を示すことが望ましいであろう。

その際には、つづり方のバリエーションについても注意すべきであると言えよう。特にヘボン式のうちには、長音や撥音^{はっ}、促音を示す上で幾つかの考え方があり、内閣告示と異なるものも見られる。各分野でいずれかの方法が随意に選ばれており、結果として様々な書き方が混在する状況となっている。

また、日本語のローマ字表記をめぐる国際的な慣用について留意する必要もあろう。この間、人名や地名、文化に関わる言葉等の日本語が国際社会に広く浸透し、ローマ字で表記されてきた。それらのうちには、内閣告示によるものとは異なる形で世界中に定着しているものが見られる。

例えば「東京」「柔道」「豆腐」は、内閣告示に基づくならば、それぞれ、「Tôkyô」「zyûdô/jûdô」「tôhu/tôfu」と書かれることとなる。しかし、実際には「Tokyo」「judo」「tofu」という英語に準じたとも言える表記が国際社会で安定的に用いられており、国内にも影響が及んできた。このような表記について、これまでその評価や位置付けが十分に検討されてきたとは言いがたい。

さらに、上記とも関連して、ローマ字における長音の表し方が大きな課題となっている。外国語や情報機器への入力との関係により、長音符号を使わない表記が広がってきた。英語をはじめとする外国語には、単純に母音の長短によって語を区別しないため長音符号を用いないものがある。加えて、情報機器で符号付きの文字を使うのは、特殊なキー操作が必要となる場合があり容易ではない。それらの影響で、日本語をローマ字で表記する際にも、長音符号を省略した書き表し方が増えていると見られる。

その結果、別の語であるにもかかわらず、「オノ」と「オオノ」が共に「Ono」、「ユキ」と「ユウキ」が共に「Yuki」と書かれることがあるなど、語の判別に関わる音の長短が区別できないローマ字表記がよく見られるようになった。別の語が全く同じ文字列で書き表され、その違いが判別できないのであれば、表記としての基本的な機能を果たせない状態にあるとも考えられる。

このほか、新たな課題も生じている。平成期以降、ローマ字によるつづり方とは別に、情報機器への入力に用いられる「ローマ字入力」が広く普及してきた。従前とは異なる形で、ローマ字の仕組みに親しみ、それを活用する機会が増えているとも言えよう。ただし、ローマ字入力は、漢字仮名交じり文を書くための手段に過ぎず、日本語をローマ字だけで表そうとするつづり方とは別のものである。例えば「林野庁」と打ち出すには、「RINNYATYOU」又は「RINNYACHOU」と入力することになるが、ローマ字のつづり方においては「ん」を「nn」、「庁」を「tyou/chou」と書くことはない。これらが混同されるような場合も見られるようになった。

このように、一般の社会生活におけるローマ字使用の実態は、現行の内閣告示が示すものとは大きく異なっており、分野ごとに異なるつづりが用いられる傾向もある。それとともに、国際的な慣用、英語をはじめとする外国語、そして、情報機器への入力等との関係で、かつて想定されなかった課題も生じてきた。こうしたローマ字使用に関する社会状況は、小学校をはじめとする学校教育におけるローマ字の扱いに影響を及ぼしたり、各分野のローマ字表記の在り方に不統一や混乱をもたらしたりしているおそれもある。

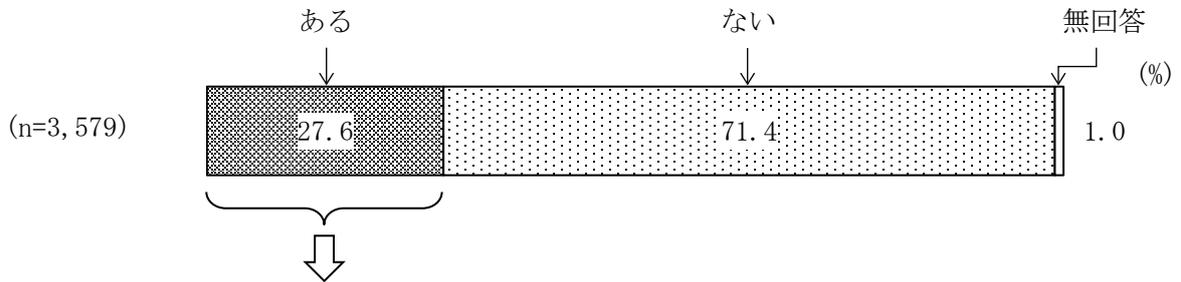
国語分科会の認識

以上を踏まえ、今期の文化審議会国語分科会は、ローマ字によるつづり方について、必要な手当てを行うべきであるとの認識に至った。国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑なコミュニケーションの実現に資するよう、改めて考え方を示す必要があると考える。「ローマ字のつづり方」の改定も視野に入れながら、現状を更に調査しよく整理した上で、検討を継続することとしたい。

その際には、これまでどおり柔軟で多様な日本語の表現を重視し、また、各分野の慣用や個人個人の表記を尊重しつつも、できるだけ統一的な考え方を示すよう努めることが重要であろう。

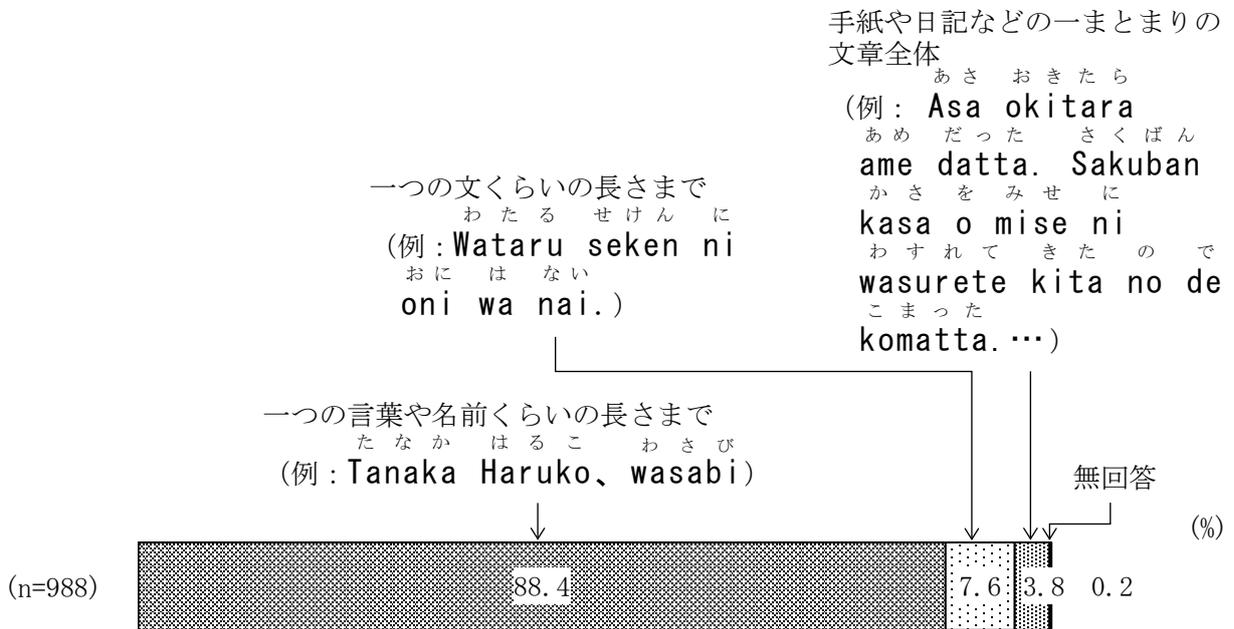
参考資料 (令和4年度 国語に関する世論調査 問9、問9付問、「ローマ字のつづり方」)

問9 あなたは、ふだん、上の囲みで説明しているような意味で「日本語をローマ字で書き表す」ことがありますか。それとも、ありませんか。



(「ある」と答えた人に)

付問 では、ふだん、どのくらいの長さまで「日本語をローマ字で書き表す」ことがありますか。この中から最も近いと思うものを一つ選んでください。



ふだん、「日本語をローマ字で書き表す」ことがあるか、それともないかを尋ねた。

「ある」は27.6%、「ない」は71.4%となっている。

【以下、図1参照】

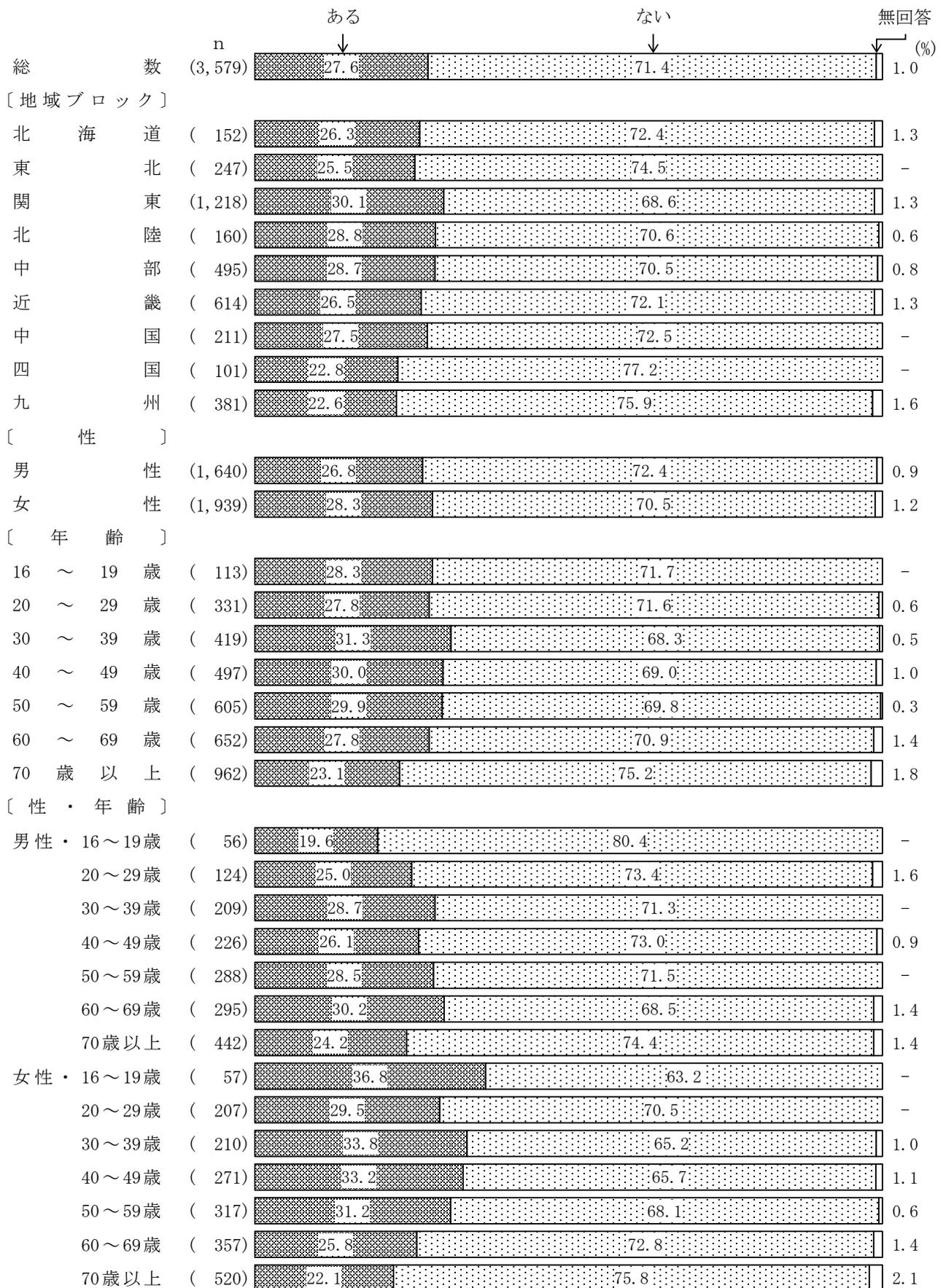
地域ブロック別に見ると、「ある」は、関東で他の地域より高く30.1%となっている。

性別に見ると、男女で余り差は見られない。

年齢別に見ると、「ない」は、70歳以上で他の年代より高く75.2%となっている。

性・年齢別に見ると、「ある」は、女性の16～19歳、30～40代で他の年代より高く3割台となっている。

図1 日本語をローマ字で書き表すことがあるか（地域ブロック別、性別、年齢別、性・年齢別）



どのくらいの長さまで日本語をローマ字で書き表すことがあるか

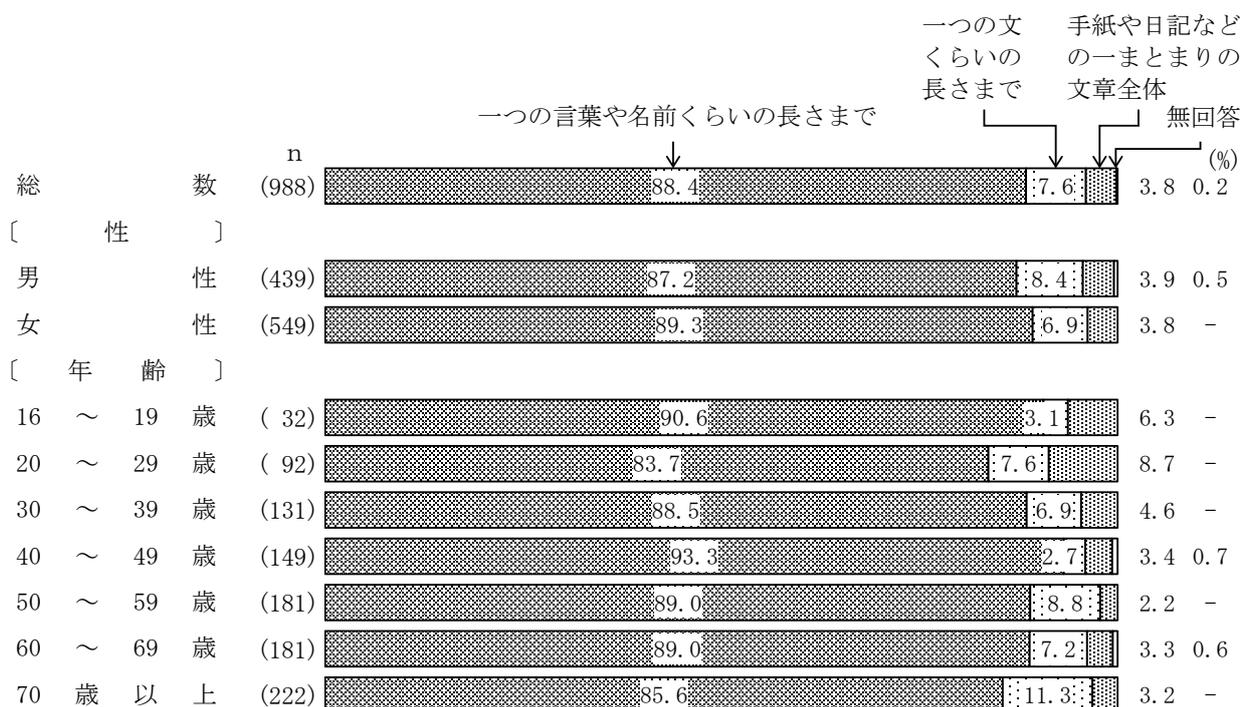
ふだん、「日本語をローマ字で書き表す」ことが「ある」と答えた人（全体の 27.6%）に、どのくらいの長さまで「日本語をローマ字で書き表す」ことがあるかを尋ねた。【4ページ参照】

「一つの言葉や名前くらいの長さまで」が 88.4% で最も高く、「一つの文くらいの長さまで」が 7.6%、「手紙や日記などの一まとまりの文章全体」が 3.8% となっている。

性別に見ると、男女で余り差は見られない。

年齢別に見ると、「一つの言葉や名前くらいの長さまで」は、40代で他の年代より高く 93.3% となっている。「一つの文くらいの長さまで」は、70歳以上で他の年代より高く 11.3%、「手紙や日記などの一まとまりの文章全体」は、20代で他の年代より高く 8.7% となっている。

図2 どのくらいの長さまで日本語をローマ字で書き表すことがあるか（性別、年齢別）



ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示第1号）

まえがき

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

第 1 表 [() は重出を示す。]

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第 2 表

sha	shi	shu	sho	
		tsu		
cha	chi	chu	cho	
		fu		
ja	ji	ju	jo	
di	du	dya	dyu	dyo
kwa				
gwa				
				wo

そえがき

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべて n と書く。
- 2 はねる音を表わす n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合には、n の次に、・を入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に ^ をつけて表わす。なお、大文字の場合は、母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。